

足利義教の嗣立と大館氏の動向

はじめに

権の一側面を明らかにしてみたい。

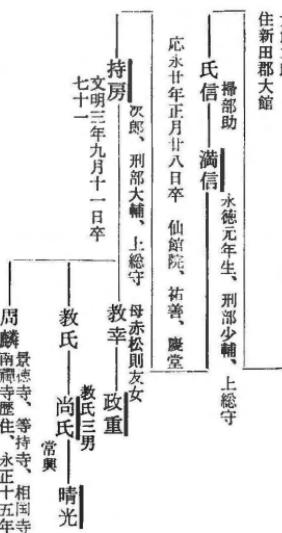
設樂薰

（1） 大館氏略系図
註

大館氏は清和源氏新田氏の一族であつて、新田義重の五世の孫（¹）家氏が上野国新田郡大館に住し、大館氏を称したのにはじまる。家氏の子宗氏は、元弘三年新田義貞の鎌倉攻めに従つて討死し、その子氏明は南朝方として康永元年伊予に於いて自害した。しかし、その子義冬に至つて足利氏に属し、その子孫は足利將軍代々の近臣として仕え、将軍の親衛軍である奉公衆²五ヶ番衆の第五番々頭、申次等を勤め、御供衆に列せられている。³

これまで、大館氏に関する研究としては、三浦周行氏の「足利時代に於ける上流武士の公私生活——大館持房行状の研究」（『史林』十一卷一号）と題する論文が、ほとんど唯一のものである。そこで小稿では、足利義教嗣立期の大館満信の動向には政治史上注目すべきものがあると思われるので、それに関して当時の幕政を知る上で有力史料である『満済准后日記』、『建内記』と、その他『大館持房行状』等に拠つて検討を加え、大館満信の果たした政治的役割を明らかにし、そこから近年注目されている義教政

※ 義冬以降尚氏までは三浦周行氏「足利時代に於ける上流武士の公私生活」所載系図に拠り、その他は『系図纂要六十一』（清和源氏十）に拠つた。尚傍線は奉公方第五番々頭になつたものを示す。



- (2) 以上は『大館持房行状』、『文安年中御番帳』・『永享以来御番帳』・『長享元年常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』(いざれも『群書類從』雜部所収)等に拠る。
- (3) この論文は、『大館持房行状』の紹介を主眼とし、主にこの『行状』に拠つて室町幕府幕臣大館氏代々の公私生活を叙述し、『行状』の史料的価値について説いたものである。
- (4) 『続群書類從』補遺 以下、『満済』と略称する。
- (5) 『大日本古記録』(岩波書店刊)
- (6) 文龜三年大館持房の子景徐周麟が撰したもので、その全文は三浦周行氏によつて、昭和五年にコロタイプ版で公刊された(史学研究会印行)。なお『国史学』九三号に、このコロタイプ版をもとに下村效・二木謙一両氏が活字翻刻された、翻刻『大館持房行状』が収められている。
- ## 一、大館氏の動向とその政治的役割
- 〔〕
- 『満済』及び『建内記』に拠ると、正長元年(応永三十五年四月廿七日改元)と永享元年(正長二年九月五日改元)に集中して大館の名が頻出し、時の政界において活動していたことを知ることができるが、永享二年正月を以て、その活動を伝える記事が見られなくなる。したがつて、大館の主たる活動期間は、正長元年及び永享元年の二年間と考へられる。ところで、正長元年の義教の嗣立から義教が一応彼自身の体制を固める時期は、永享三年といわれている。とすると、大館の活動期間は、ちょうどその過渡期に位置することとなる。

『満済』によれば、正長元年以前にも大館が全く現われないではないが、幕政との関連で頗著な活動は認められず、正長元年以後とそれ以後の二年間とでは、大館の活動上一線を画すべきものがあると考えられる。そして正長元年における大館の初見は、『満済』の正月廿一日条に「今日裏松へ可参由以大館承間参申了」とある記事であつて、足利義持が薨去したのが正月十八日、管領畠山満家が石清水八幡宮宝前において撰び取った籤によつて、義教が將軍繼承者として日野裏松邸に迎えられたのが翌十九日であるから、その後といふことになる。したがつて、大館は『大館持房行状』に拠れば、義教嗣立にあたつて大館満信が果たした役割として、次の如く伝えてある。

応永三十五年戊申正月十八日、顯山^(義持)薨矣、亡嗣、管領与諸侯大夫、議所立、時顯山兄弟尚多、獨青蓮院門主、即顯山同母弟也、議者在之、遂使満信迎焉、満信曰、使一人為副、故以細川讚岐守為副使、門主辭讓再三、兩使固請、乃許之、奉輿入洛、持房以滿信長男、騎馬前驅、管領以下皆隨輿之後、(後略)

三浦周行氏も指摘されるように、このような満信の使命について語った史料は『行状』以外に見ることができない。しかし、後述するような義教嗣立以後の幕府における満信の活動を考慮すると、或る事実を踏まえた確実性の高い所伝と思われる。

以上のことを留意しつつ、以下稿を進めたい。

佐藤進一氏によれば、義教嗣立期の幕府は政治的不安のいちじ

るしく高まった時期であり、直接間接幕府に対し影響力を持つ種々な政治諸勢力が政治的自己主張を公然とあらわしてきた時期であるという。義教の嗣立直後、それは義教の還俗と俗官の問題をはじめとする幕府・朝廷間のさまざまな意見の対立、関東の足利持氏及び南朝系勢力の反幕府的攻勢等の形となつて現われてくるのである。

この間、幕府（義教）と朝廷間、及び義教と満済・管領以下幕府関係者間での意志の伝達・連絡が活発化するが、その大小の事項の伝達・連絡者としての役割を一手に担つて登場してくるのが大館である。即ち「以大館被仰談」⁽⁹⁾、「付大館上総入道申人之」⁽¹⁰⁾、「以大館入道被仰出」⁽¹¹⁾などとある如く、いわゆる申次としての活動が注目される。この期間の大館の活動を考えるためにあたって、大館が正長元年及び永享元年の二年間に、伝達・連絡等の形で関わった事項を一々挙げ示すことは、紙幅の関係で無理である。そこで、ここではまず『満済』に拠つてその事項・内容の大概を示すと、下の表の如くなる。

この表から、大館の関与していた事項が広範多岐にわたつていることが指摘できるものと思う。この間、表の如く大館は幕政の全般に関わって活動しており、義教は大館を通してその意志を示し、管領といえども大館を介さなければ、義教にその旨を通ずることができるなかつたものと考えられる。また満済も通例、大館を介することによつてその旨を通じている。

しかし、以上述べたことのみでは、大館の政治的役割を説明したことにはならない。それを説明するためには、当時の義教の政

治的立場を留意しなければならない。

義教が將軍繼承者に定まつたのは、正長元年正月十九日である。⁽¹⁴⁾確かに彼は足利家の當主とはなつた。しかし、幕府（義教）側と朝廷側の意見の対立、幕府（義教）側の讓歩によって、義教が正式に將軍となるには、

寺社関係		軍事関係				政治関係				関与事項・内容	
寄	進	合戦の注進				訴	訴			その他（世務御判ノ事等）	①
祈禱・卷数		軍勢発向				幕府重職任命				③	②
その他（延暦寺西塔衆）		感状									
公的儀式関係（渡御・元服等）		恩賞									
御産所関係（御祈・御産所等）		諸大名意見の聽取									
その他（半済事等）		その他（半済事等）									
その他（鹿苑寺ノ庭石ヲ三条移サントス事等）		宣下	同年四月十五日								
⑯	⑮	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②
⑭	⑫	⑯	⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦

日の「將軍御判初」⁽¹⁶⁾の手続を踏むまで待たねばならず、その間義教は正式には將軍でなかつたのである。これをただ單に形式的とばかりいいくことはできま

い。將軍宣下の遲延に業をにやした義教は、將軍宣下以前に「御判御成敗」⁽¹⁷⁾、即ち政務を執行しようとするが、朝廷側の反対によつて、結局將軍位に就くまでの間は管領畠山滿家が政務を代行することとなつたのである。⁽¹⁸⁾ その間、義教の御判御教書の發給はなく、本来將軍が自ら行なうべき所領安堵・寄進等は、室町幕府下知状をもつてなされている。「御判御教書」が出せないということは現実の問題であつて、義教は政務に對して將軍独自の権限を行使し、將軍としての政治的役割を果たすことが自らはできない立場にあつたのである。だからこそ彼は前に見た如く將軍宣下以前に「御判御成敗」を行なおうとしたのである。したがつて、かかる状況下にあつた義教は幕府内にあつて、当然一定の制約を受けざるを得ない状態に置かれていたはずである。(つまり、義教嗣立の時点では、將軍権力(勿論、義教は正式には將軍でないが)の抑制、管領の権限増大という危険性すら存在していたものと考えられる。こうした政治的条件の中になつて、事実上いかにして義教は、政務に對してその意志の反映をなし得ていたか。上述の如き立場に置かれていた義教の意志の伝達者として大館が活動していたという、特殊な事情を注視せねばならない。

(A) ——正長元年八月十五日
右のように考えてみると、この間の大館の活動は重要なものであろう。それについて、次の『満済』の記事に注目したい。

(B) ——同年同月十六日
侍所、京極、辞退事、自管領執達之間執申入了、
侍所事可為赤松之由以大館被仰出間、其由申遣管領方了、

これは義教が將軍繼承者となつてから行なつた、幕府重職の初人事、侍所頭人改補に関する一連の記事である。この記事中、まず注意しなければならないのは、その改補の手続が管領を通して実行されていることである。⁽¹⁹⁾ 管領制の成立過程で、侍所は將軍の直轄機関とされたはずである。⁽²⁰⁾ とすると、義教が未だ正式な將軍位に就いていない故に、かかる措置がとられたものと推察される。⁽²¹⁾ さらに注意すべきは、この際、赤松頭人補任の命令が、義教→大館→満済→管領という経路で下達されていることである。即ち、義教からまず大館を介して、それがなされていることである。同様の意味で、さらに次に示す『満済』の記事に注目したい。

(C) ——正長元年八月十五日

八幡井等持院両所へ御料所可有御寄進、共ニ加賀国也、可為何様哉由以大館入道被仰談問、尤可然由申入了、

とある如く、石清水八幡宮及び等持院への寄進のことについて、義教は大館を以て満済に相談し、その賛意を得ているわけであるが、『石清水文書』に、この翌日の日付で幕府が石清水八幡宮に「加賀国山上郷」を寄進した旨の、管領畠山滿家署判下知状(室町幕府下知状)が残されている。⁽²²⁾ この折、寄進の事が義教→大館↓満済→管領、あるいは義教→大館→管領の、いずれかの経路で下達されたものと考えられる。

つまり、当時の義教の政治的立場を考慮するならば、大館はただ単に義教の伝達者の役割を担つていただけでなく、義教と満済及び管領以下重臣間にあつて、自ら將軍として振舞うことのできる

年月日	幕府・朝廷間における大館の（備考）活動、その関与事項・内容
正長元・2・26	禁裏不豫ニヨル、医師寿阿弥御薬調進井ビニ戒光坊ト道家相論ノ事（大館罷リ出デルニヨリ申シ達セズ）
3・12カ	月輪尹賢・冷泉持和赦免ノ事
3・13	義教任官ノ儀ニヨル外様公家衆及ビ僧衆參賀ノ事
5・7	神宮祭主新補ノ事
5・13	寿阿弥御薬調進ノ事
5・27	義教ノ世務御判ノ事
6・1	義教ノ世務御判・將軍宣下・元服等ノ事
6・12	近江羽田庄ヲ広橋兼宣ニ返付ノ事
7・19	後花園天皇践祚用脚下行ノ事
7・20	（時房、大館宛ニ要請——践祚用途方符案）鴨社伝奏補任ノ事
9・22	新主御手水具等新調ノ用脚下行ノ事
10・28	（義教、大館ニ命ズ）称光天皇一周忌経供養ノ事
永享元・7・20カ	小倉宮御書ノ事
年月日不詳	年月日不詳
そ の 他	時房、自訴ノ事ニ就キ、満済ノ口入ヲ得、其ノ計ラヒニヨリ大館ヲシテ訴ヘラ遂ゲントス
正長元・5・1	武家三伝奏ニ恩益、大館申シ行フ
3・29	義教、満済への門跡領安堵ノ御書ノ書札ニ就キ大館ヲシテ時房等ノ意見を微ス

註

(1) 「満済」に拠れば、応永二十と三十年までの間では、14回大館が現われるにすぎないが、正長元年と永享元年の二年間では、81回を数えることができ、重複して数えれば（一日の日記中重複して大館の名が記されている場合）、

ない義教の意志の代弁者として活動していたのである。換言すれば、義教の公的な意志・命令を政務に反映させるための、言わば窓口的役割を、大館は担っていたと看取されるのである。

さらにこの間、『建内記』によれば、正長元年二月廿六日条に「大館入道（此間毎事）申次也」とあるのを初見として、大館は、朝廷側の万里小路時房等武家伝奏と共に、幕府（義教）・朝廷間の交渉にあたっている。今、『建内記』に見る大館の活動のあらましを示せば、上に掲げる表の如くである。幕府側にあって、満済が幕朝間の交渉にあたっていることは同記に見るところであるが、「満済者内々儀」とあるように、彼は僧界にあり、公式的には政界において表立った活動はできない立場にあつたわけである。

義教が將軍宣下以前に世務御判を行なおうとし、その事を王朝側の清原良賢及び閑白二条持基に尋ねたおり、「自來月可被載御判、不可有子細哉、猶可為早速哉、不貽所存可申之由、以大館奉行被仰下之云々」（昨夕又以大館被尋申閑白云々）とある如く、大館が義教の意を受けた事にあたっている。ここに、王朝側に対する義教の意志の代弁者としての大館の姿を見ることができる。

以上、義教の嗣立の時点から開始される大館の活動を概観し、そのうち特に義教の将軍就任以前の活動に注目してきた。

116 回現されることとなる。『満済』に闕失箇所のある点に史料的限界はあるが、傾向はつかめるものと思う。

(2) 義教は、還俗後まず義宣と名のり（正長元年三月十二日）、後に改めて義教と称すが（永享元年三月十五日）、

本稿では以下すべて義教に統一。

(3) 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」（『法政史学』二

十号）三頁。

(4) 『満済』の正長元年以前における大館満信に関する記事に拠ると、「義持公方様渡御大館刑部少輔宿所」（応永二十一年四月十日条）や、その他「御撫物卷數渡奉行大館方」

（応永二十年五月二日条）の如く、概ね仏事に関するものを行なっていたようである。

(5) 『満済』正長元年正月十八日条

(6) 『満済』正長元年正月十九日条

(7) 三浦周行「足利時代に於ける上流武士の公私生活」（『史林』十一巻一号）三五頁。

(8) 佐藤進一、前掲論文。

(9) 『建内記』正長元年三月（三日カ）条

(10) 『建内記』正長元年五月十三日条

(11) 『満済』正長元年八月二十四日条

(12) この間、申次として一色兵部少輔持信・大館刑部大輔持房（満信息）・伊勢備中守貞国等、他に全く見えぬわけではないが、幕政との関係で重要な活動をしているのは

大館上総入道満信だけである。

(13) ①『満済』（以下すべて『満済』である）正長元年八月十六日、永享元年八月二十一・廿二日各日条

②正長元年六月三日条

(3) 正長元年五月十三日、同八月六日、同十月廿三日、永享元年三月四日、同四月十日各日条等
 (4) 永享元年正月三十日、同二月二日・五日・十一日、同三月六日各日条等
 (5) 永享元年二月一日、同十一月廿四日条
 (6) 永享元年二月七日条
 (7) 永享元年六月十九日条
 (8) 永享元年二月十日、同六月十三日各日条
 (9) 永享元年六月十五日、同七月十一日、同十二月二日各日条
 (10) 永享元年四月二日、同十月廿八日各日条
 (11) 正長元年五月十四日、同八月十五日各日条
 (12) 正長元年四月廿九日、同九月十五日、同二月廿九日、同五月廿八日、同月廿九日各日条等
 (13) 正長元年九月十日、永享元年正月廿二日、同四月三十日、同十月十五日各日条
 (14) 正長元年七月八日、永享元年正月十一日・十三日、同二月廿四日各日条等
 (15) 永享元年二月十日・十七日・廿一日各日条等
 (16) 正長元年七月二十日、永享元年二月四日、同十二月二日各日条等

※この表に示したものの中、「感状」については伝達ではなく、大館が奉書を発給している。また「御産所」関係も伝達とは異なるが、大館は御台御産所を勤めており、大館の関わった事項として一応あげておいた。
 尚、大館が関与した個々の事項・内容の詳細及び関与の仕方・伝達経路等については、さらに検討を加えるべき点もあると思われるが、これについては別稿に期すこととし、ここでは総括的に見て、時の大館が幕

政の全般に関与していたことのみを示しておきたい。

目したい。

- (14) 『満済』正長元年正月十九日条
- (15) 『満済』永享元年三月十五日条
- (16) 『満済』永享元年四月十五日条
- (17) 『建内記』正長元年五月十四日条
- (18) 佐藤進一、前掲論文、五頁。

- 『建内記』正長元年正月三十日、同五月十四日、同五月廿八日各日条

- 『建内記』正長元年正月三十日、同五月十四日、同五月廿八日各日条

(+)

- (22) 『石清水文書六』所収
- (23) 『建内記』正長元年三月（日付不詳）
- (24) 『建内記』正長元年五月廿八日条
- (25) 『建内記』正長元年五月廿八日条

- 『建内記』正長元年正月三十日、同五月十四日、同五月廿八日各日条

二、大館氏の政界失脚

(19) 太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」（『史觀』九冊）二六〇二九頁。太田氏は、この間義教の御判御教書の発給ではなく、管領署判下知状・室町幕府下知状を以て政務の処理がなされていたと指摘している。なお、「室町幕府下知状」の持つ意義については、黒川直則「室町幕府下知状と御判御教書」（『日本史研究』一一七号）参照。

※『信濃史料』所収「小笠原文書」に正長元年八月廿八日付で、幕府が小笠原治部大輔入道に信濃春近領を安堵した旨の、管領畠山満家署判の文書がある。この文書の書止は「仍執達如件」であり、下知状形式でない。『信濃史料』では「足利義教御教書」と名付けている。

(20) 佐藤進一「室町幕府論」（前岩波講座『日本歴史』中世3所収）二七頁。同氏、「南北朝の動乱」（中央公論「日本歴史」9）四一四頁。

同じく『満済』正長元年九月十八日条によれば、満済の居所醍醐の「地下人等号徳政蜂起」した際、満済が侍所勢の出動要請にあたって、「管領方へ申遣了、則得上意申付侍所赤松了、」という手続をとっていることにも注

永享元年四月、義教が「將軍御判初」を行ない、正式な將軍として公然とその権限行使できるようになつて以後も、尚しばらくは大館満信の政界における活動は続く。しかし、それから一年もたたない永享二年正月をもつて失脚することとなる。その原因については、次に示す『大館持房行状』の所伝によつて推知することができる。

(義教)
善山相公正月講射礼、命持房取其矢、持房辞曰、例有使令者、一旦見命、為之奈何可以問老父、相公日問之、満信日、我家未有焉、以故不聞命、相公大怒、満信私第在花御所西者、賜之一色左京兆、隨奪采邑在郡国者、從此満信不得入府、（後略）

つまり、義教が正月の的始の時、大館満信の子息持房にその矢取の役を命じたところ、満信がその命に従わせなかつたために、義教の怒を買ったのである。『満済』にもこの所伝を裏付ける記述（具体的記述はないが）があり、これが永享二年正月廿五日の出来事であったことが知られる。⁽²⁾この事件以降、大館満信の政界における活動は全く見られなくなり、この事件を境にして政界か

ら失脚したものと考えられる。

ところで、ここで注意したいのは、大館の政界失脚の時期である。将軍就任以後の義教は本格的に自らの体制固め、即ち将軍への権力集中を意図してそれに乗り出しが、それが進行するのと同時期であるという事実である。⁽³⁾これは単なる偶然ではあるまい。將軍就任以前の義教にとって、大館は前述したように重要な存在であった。だが、義教にとって、そのまま大館が重要な存在であり続けたであろうか。

〔二〕
義教の嗣立の時点から失脚に至るまでの大館は、幕政の枢機にあつた。

(A) — 正長元年五月廿五日

予所領赤松違乱所々事、

内×給之 載注文可付給之、明「日」可同申、自外様付大館可申之由可

申入也云々、悦申了、字間補入 則載注文持參者也、

(B) — 正長元年五月廿六日
(端裏書)
〔三宝院准后〕

折節見來之間、両種進候也、

只今委細令披露候了、時宜如法之快然候也、珍重候、所詮以

大館可被申入候、下地具御意得事候間心安存候、御窮困事候間、去年々貢等事別而可被仰付旨被仰候、「返々目出存候也、謹言、

五月廿六日

満済

ここに掲げた史料は、万里小路時房が赤松満祐に違乱された所領回復のために、その訴えを満済の計らいによつて、大館を通じ、その目的を遂げんとした際の関係史料である。⁽⁶⁾この訴えはすぐ取り上げられ、「堅可仰守護之由被仰下之」⁽⁷⁾との上裁を得、その旨が大館をして赤松方へ仰せ遣わされている。このことは、先に述べたことを顯著に示すと共に、大館が時の幕政に対しても何らかの影響を与えていたであろうことを推測せしめる。⁽⁹⁾

そして、大館はその発言力をしだいに強化していくものと考えられる。例えば、「満済」永享元年十一月一日条によれば、上意に違背する大和國民退治のための軍勢を年内に発向させるか否かについて、義教が満済の意見に従つて諸大名の意見を徵するために大館を使者として管領のもとに遣わそうとしたおり、

(前略) 仍以大館可被仰談之由被仰了、大館依召參御前、為御使可罷向管領事、大和國々民違背上意上者、可被向御勢条、年内事可為何様「候」哉由、召集諸大名可相談云々、爰大館入道申云、被仰談面々候者、年内可被向御勢之由、意見申方一人モ不可在之由存、中々御談合無益云々、予重申云、雖然先可被仰談、其故ハ已大名両三人罷立程大儀候、一向不及御談合條不可然也云々、追可被仰云々、(後略)

とある如く、大館は「御談合無益」と自らの意見をそこに挿んでいるのである。また、「建内記」永享元年八月五日条によれば、「大原野神主成房今日參賀之処、大館上総入道称不見知追返了、先可申次事也、希代之所行也、」という記事が見られ、時房をして「希代之所行也」といわしめている。このように大館は独自な

行動をとり始めているのである。こうした大館の存在は、自らの体制固めに乗り出す義教にとって、好ましからざるものとなつていたに違ない。前に見たように、失脚に至るまでの大館は事の大小によらず政務全般にわたつて、義教の意志・命令の伝達者であった。逆にいえば、義教はその殆どすべてを大館を介さなければならなかつた如くである。斯様な状態にあつては、もはや大館の存在は義教がその意志をストレートに表出・伝達する上で、大きな妨げとならざるを得ない。今の義教にとって必要なのは、自己により忠実な者であろう。永享二年正月の大館政界失脚には、こうした政治的背景があつたと見なければならない。

註

(1)『満済』永享元年四月十五日条

(2)『満済』永享二年正月廿五日条に「今夜公方様御的始也、

(中略)御相手一色兵部少輔持信、御箭取山名刑部少輔云々、

山名刑部少輔勤之云々、「とあることから推察できる。

尚、『後鑑』所引『永享年中文書』によれば、永享二

年十月廿日付で、大館上総入道が納錢方で借用した四、

三五〇貫文に對して、元利が完済されるまで納錢方が質に入られた所領十一ヶ所を知行することに定めている

が、これはこの事件の处分に連なるものと思われる。

義教の權力集中については、訴訟制度上の将軍親裁、そ

してそれを支える奉行人制の整備、將軍の軍事的基盤と

(3)

しての直轄軍の整備強化という視点から論じられている

(田沼睦「室町幕府・守護・国人」新岩波講座『日本歴史』中世3所収 八〇十一頁)。

さらに付言するならば、「御前落居記録」及び「御前落居奉書」が残されているのは永享二、四年であり、奉公衆体制が整備強化されるのは永享年代のごく初期であるといわれている(福田豊彦「室町幕府の『奉公衆』」—御番帳の作成年代を中心として』『日本歴史』二七四号)。また、筑前国御料国II将軍直轄國化の時期というのも永享元年末と推定されている(柳田快明「室町幕府權力の北九州支配」『九州史学』五九号)。

(4)『建内記』正長元年五月廿五日条

(5)『建内記』正長元年五月廿六日条所収満済書状

(6)時房は多年武家奉行を通じて訴えていたが、奉行が赤松の語(かたらい)によつて訴訟を申沙汰しないために、然る行動に出たのである。

(7)『建内記』正長元年六月一日条

(8)『建内記』正長元年六月九日条

(9)『満済』永享元年十月十五日条などもそれを示すものであろう。

(10)『建内記』永享元年七月二十日カ条には、大館が称光天

皇一周忌供養のための経を安楽光院に送ることについて、義教に披露するのを忘れ、義教の命を待たずに、それを送らしめんとする、というような行動も見られる。

三、大館氏登場の政治的背景

大館は、確かに永享一年正月をもつて政界からその姿を消し

た。しかし、『永享以来御番帳』によると、⁽¹⁾
イ（普伝院義教公御代）

永享三年亥正月十日丙子、伊勢守貞經亭、三條坊門万里小路江

（辛）
御成、還御已後

御参内井御院参、御車後歩儀上下也、

（一番番頭）

細川淡路入道全了

（三番番頭）

畠山播磨入道祐順

（四番番頭）

桃井治部少輔入道常欽

（二番番頭）

畠山右馬頭持純

（五番番頭）

大館上総介入道祐善

（六番番頭）

とあって、事件のあった翌年の永享三年に、大館滿信は五番に編成された將軍の直轄軍である奉公方第五番衆の番頭を勤めていた。⁽²⁾ 大館が永享三年の時点でその地位にあったとすると、いささか不可解である。義教の時代、彼の厳しい性格から、つまらぬ理由で苛酷な処罰を受けた者が数多くいたことを考えると、満信の取った行為は義教の權威を甚だしく傷つけたことになるわけであり、赦されざる行為のはずである。然るに義教の満信に対する処置は、あまりにも寛容と言わざるを得ない。大館であったからこそ、義教がそうせざるを得なかつた理由があるのでなかろうか。つまり大館自身に拠るべき背景があつたのではないかということである。

そこで以下、右の疑問を含めて大館氏の政界登場について若干の見解を述べてみたい。

〔二〕

大館氏が義教の嗣立と共に政界に登場する政治的背景とは、いつたい何であつたか。

それについて、まずあげるべきは、大館と満済との関係である。以下、その点について幾つか箇条書にしてみたい。

第一に、『満済』によれば、前に見た大館失脚の直接の原因となつた事件の翌日にあたる、永享二年正月二十六日条に「參御前、御使赤松大河内也、就大館入道事、被仰旨在之、」と記されている。この記事が大館の处分について、義教が満済に何かを命じたものであることは容易に推察できる。そしてさらに『満済』によれば、事件から間もない同年二月三日及び六日と、大館は茶会と称して満済のもとに訪れている。これらのことから、満済が大館の処分に関して、義教に何らかの執りなしをしたのではないかと考えられること。

第二に、前に見た万里小路時房の訴訟の際、その口入の依頼を受けた満済が「所詮以大館可被申入候」と、取計っていること。⁽⁶⁾

第三に、満済の幕政への関わり方である。義持期に比して義教嗣立以後、その関わり方がより深くなることはいうまでもない。それも義教の嗣立にあたって、彼が周知の如き役割を果たして以後であり、言うなれば、満済は義教の嗣立と共に本格的な活動を開始するわけである。これは正に大館が政界における活動を開始するのと期を一にしていること。

第四に、義教の嗣立以後、幕政の枢機にあつて活動した大館の、登場の経緯・失脚の事情・その処分等について、満済がその日記に何等記していない点が不可解であること。

以上の諸点を勘案すると、満済と大館とは密接な関係にあつたと考えられ、さらにいえば、満済が大館の政界登場に一役買つて

いたのではないかと推測されるのである。ここに、義教が大館の処分を寛容にせざるを得なかつた理由があつたのではないかろうか。

しかし、仮にこの推測が正しいとしても、大館氏登場の背景はそれだけではなかつたろう。いかに満済が実力者であろうと、満済個人を後楯として大館が活動し得たとは考えられない。つまり、なぜ大館は將軍就任以前の義教の政務に対する意志の代弁者としての役割を担つて活動することができたのか。換言すれば、

なぜ管領以下幕閣を形成する有力守護層は、義教嗣立にあたつて幕政運営の主導権を握り、義教（將軍）の権限を抑制乃至弱体化することができなかつたのであらうか。この問題について、今のところ解答することはできない。ただ、考へているところを述べれば、前將軍義持の薨去の時点で、その繼嗣問題をめぐる有力守護大名間の意見の対立⁽⁷⁾及び外的勢力（関東の足利持氏・南朝系勢力）による脅威という幕府の危機に臨んで、その危機を乗り超えるためには幕府権力を構成する有力守護層と將軍近臣層（近習・直轄軍）との一定の協調関係が成つて、然る条件のもとに義教が迎えられたのではないか。そして、その結果として大館氏が、前述したような役割を担つて政界に登場し、また活動することができたのではないかと憶測するのである。⁽⁸⁾

右の点に關しては、先の大館と満済との關係と共に、なお検討を加えなければならぬ、大館氏登場の具体的解明については後日を期したい。

註

(1) 『新校群書類従』所収

(2) 奉公方 II 五ヶ番の成立時期については異論があるが（桑山浩然・佐藤和彦「中世の政治経済」新岩波講座「日本歴史」別巻所収、一〇〇～一〇一頁参照）、『在盛卿記』（『続群書類従』 雜部所収）永享三年八月廿日条に、室町殿新造御所の奉行の交名を記し、「奉公方ヲ奉行桃井入道殿也」とあって「奉公方」が見えている。

(3)

同じく『永享以来御番帳』記載の「御供衆」中にも「大館上総介入道祐善」が見える。福田豊彦氏によれば、この「御供衆」の交名は永享初期のものであり、これが幾つかの史料の寄せ集めではなくある一時期のものとすれば、永享二年七月～永享三年八月の間のものとなる、とされている（福田氏、前掲論文、六四頁、註(30)）。

(4)

斎木一馬「恐怖の世——嘉吉の変の背景——」（高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』所収）

(5)

『満済』永享二年二月三日・六日各日条

(6)

『満済』正長元年六月三日条も同様の例か。

(7)

臼井信義「足利義持の薨去と繼嗣問題」（『国史学』五七号）

(8) 前述した如く、大館は永享三年の時点では奉公方の番頭を勤めているが、それ以前にそのような地位にあつたと逆推すれば、直轄軍を代表する存在であつたと見ることができること

おわりに

從来、義教政権を考えるにあたつて、専制的権力を振つた還俗將軍としての義教ばかりが注目をあび、また関心が向けられてきたように思われる。だが、義教が將軍繼承者として幕府に迎えられ

れた、その当初から独り歩きできたわけではない。それについて、三宝院満済という人物がいたことは周知のことである。しかし、本稿の対象とした大館の存在も決して忘れてはなるまい。

本稿では、義教の嗣立から永享二年正月の失脚に至るまでの大館の動向を概観し、その政治的役割について考察を加えてきた。大館は義教の嗣立と共に政界に登場し、義教が正式な將軍となり、その歩みが軌道に乗り始めると共にその姿を消す。大館の政治的役割は正にその間にあつたのである。大館の活動のうち、特に注目されるのは、義教嗣立の時点から將軍就任までの間である。將軍就任以前の義教が事実上の將軍たる姿勢を以て政務に臨んでいたことは周知の事実であるが、その義教の意志・命令が大館を介して伝達されていたことを見逃してはならない。

極端な表現をするならば、將軍職に就任する以前の義教は、幕府の機構外にあつた。なぜなら、公式的には幕府の政治機構は管領によって運営され、管領署判下知状（室町幕府下知状）を以て政務の処理がなされなければならなかつたのである。しかし、そのような状況下にあっても、管領の主導のもとに幕政が動かされていたわけではない。現実に義教は政治担当者として政務に臨んでいた。かかる矛盾の中には、大館は自ら政務を執り行なうことのできない義教と管領によって運営される政治機構を結び、その意志・命令伝達のパイプ役として活動し、さらに、義教との政治顧問たる満済、そして朝廷側との間にあつて、活動していたのである。したがつて大館は、公式上政務を自ら執ることのできない義教による事実上の幕政運営を支えると共に、それを円滑

ならしめるための相互連絡・伝達者としての役割を担つた存在であつたのである。

右のような役割を担う存在として、大館は登場してきたものと考えられる。如何なる背景を以てそうした大館のような者が義教嗣立の時点で置かれなければならなかつたのか。あるいは、置かれざるを得なかつたのか。この点について、本稿においては充分解明することができなかつたが、私は、そこに義教が還俗して將軍繼承者となつた直後から、事実上の政治担当者として政務に臨めた、と言うことの一つの鍵が隠されているのではないかと考えるのである。

義教政権、とりわけ義教嗣立期の幕府政治を、前述したような観点から見直す必要はあるのではなかろうか。私としては、今はただ足利義教嗣立期における大館氏の存在とその活動を強調し、本稿をとどめることとしたい。

付記

本稿は昭和五十二年度卒業論文「室町幕府における大館氏の位置と役割」の一部をまとめたものである。本稿作成にあたり御指導を賜わった豊田武先生に深謝の意を表すると共に、卒論作成以来種々御世話をいただいた大学院の先輩である小堀博氏に御礼を申し上げます。